

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

告 示

○森林法施行細則の一部を改正する規則	(自然保護課)	一
○平成十五年宮城県告示第十七号(鳥獣保護区の設定)の一部改正	(自然保護課)	二
○昭和三十五年宮城県告示第五百六十八号(鳥獣保護区の設定)の一部改正	(同)	二
○昭和四十八年宮城県告示第十五十二号(鳥獣保護区の設定)の一部改正	(同)	二
○昭和五十八年宮城県告示第四百四十号(鳥獣保護区の設定)の一部改正	(同)	三
○昭和五十九年宮城県告示第三百五十五号(鳥獣保護区の設定)の一部改正	(同)	三
○平成十五年宮城県告示第二千二十四号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正	(同)	三
○平成十五年宮城県告示第十六号(指定猟法禁止区域の指定)の一部改正	(同)	四
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	四
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(同)	四
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	四
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	五
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(同)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(警察本部会計課)	五
○宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令		五
○地方機関等文書規程の一部を改正する訓令		六

規 則

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十八号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則(平成十二年宮城県規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第四条第二号」を「第四条第三号」に改める。

第四条の二第一項中「知事」を「遅滞なく知事」に改める。

第七条第二項中「現況写真」の下に「、防災施設の概要写真及び前報告時以降に施行した埋設工

作物の施行状況写真」を加える。

様式第一号及び様式第三号から様式第七号までの様式中「」を「」に改める。

様式第八号中「」を「」に

譲受人	住所
譲渡の理由	

を

譲受人	住所
譲渡する土地の地番	
譲渡の理由	

に改

める。

様式第九号中「」を「」に改める。

様式第十号中「住所等」を「住所(代表者)等」に「」を「」に改める。

様式第十一号中「」を「」に改め「示す書類」の次に「又はその写し」を加える。

様式第十二号中「」を「」に改め「森林法施行規則第8条第1項」を「森林法施行規則第4条の

2第1項」に「施工状況写真を示した写真」と改める。

様式第十三号中「」を「」に改める。

様式第十五号中「」を「」に改め、「埋没写真」の次に「防災施設の概要写真及び前回報告
書以降に発行した埋没工作物の施行状況写真」を加える。

様式第十六号から様式第二十三号までの様式中「」を「」に改める。

附 則

この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六百六十七号

平成十五年宮城県告示第千十七号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和五年十一
月一日から施行する。

令和五年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三号を次のように改める。

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和二十五年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第六百六十八号

昭和三十五年宮城県告示第五百六十八号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和五
年十一月一日から施行する。

令和五年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

栗原市花山本沢御堂地内国道三百九十八号と市道御堂小手沢線との交点を起点とし、同所から同
市道を北進し森林基幹道花山文字線との交点に至り、同所から同森林基幹道を北進し砥沢川との交
点に至り、同所から同川を北進し旧花山村と旧栗駒町の境界線との交点に至り、同所から同境界線
を東進及び南東進し旧花山村と旧鷲沢町の境界線との交点に至り、同所から大土ヶ森登山道（中央
コース）を南進し林道大土ヶ森線との交点に至り、同所から同林道を東進し市道細倉大土森線との
交点に至り、同所から同市道を南東進し県道文字下細倉線との交点に至り、同所から同県道を南西
進し国道四百五十七号との交点に至り、同所から同国道を南西及び南東に進み市道川北合同線との
交点に至り、同所から同市道を北西及び西に進み国道三百九十八号との交点に至り、同所から同国
道を南進し県道岩入一迫線との交点に至り、同所から同県道を西進し林道赤坂線との交点に至り、

同所から同林道を北及び北西に進み林道荒谷滝ノ沢線との交点に至り、同所から同林道を北進し市
道滝ノ沢線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道道分大笹線との交点に至り、同所から同
市道を北及び北東に進み市道山下角間線との交点に至り、同所から同市道を北東進し東北電力株式
会社送電線花山支線との交点に至り、同所から直線で起点を結ぶ線で囲まれた一円の区域

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和二十五年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第六百六十九号

昭和三十八年宮城県告示第千五十二号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和五年
十一月一日から施行する。

令和五年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

朝日山鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

岩沼市栄町地内岩沼市道朝日線と市道朝日栄町線との交点を起点とし、同所から市道朝日栄町線
を西進し市道栄町三号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道土ヶ崎朝日線との交点に至
り、同所から同市道を西進し市道土ヶ崎六号線との交点に至り、同所から同市道を北及び西に進み
市道土ヶ崎線一号线に接続し、同所から同市道を西及び南に進み市道武隈線との交点に至り、同所
から同市道を西進し市道土ヶ崎二十二号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道土ヶ崎二
十一号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道松崎線との交点に至り、同所から同市道を
南西進し市道松崎北長谷線との交点に至り、同所から同市道を北西進し県道仙台岩沼線との交点に
至り、同所から同県道を北進し市道竹の里十号線との交点に至り、同所から同市道を東進し雷土用
水路との交点に至り、同所から同用水路を北東進し市道朝日竹の里線との交点に至り、同所から同
市道を東進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和二十五年十月三十一日まで（二十年間）

三本木鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

大崎市三本木鹿野沢地内市道大豆坂線と県道中新田三本木線との交点を起点とし、同所から同県
道を東進し県道涌谷三本木線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道三盛野山線との交点に
至り、同所から同市道を南進し市道多高田線との交点に至り、同所から同市道を西進及び北進し市
道新町十号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道仙台三本木線との交点に至り、同所か

ら同県道を北進し市道大豆坂地蔵線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道大豆坂線との交点に至り、同所から同市道を北東進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和二十五年十月三十一日まで（二十年間）

松山鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

大崎市松山千石字松山内市道広岡文化丁線と県道大迫松山線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し市道絹掛入町線との交点に至り、同所から同市道を西進し林道上野線との交点に至り、同所から同林道を北東進し市道上野前田沢南線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道上野極楽橋線に接続し、同所から同市道を北西及び北東に進み市道上野西線の交点に至り、同所から同市道を北東進し市道広岡文化丁線との交点に至り、同所から同市道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和二十五年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第六百七十号

昭和五十八年宮城県告示第千四百十号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和五年十一月一日から施行する。

令和五年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

大崎市古川清水沢字田中地内県道古川一迫線と市道大境堀場線との交点を起点とし、同所から同市道を北西進し市道古林山谷線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道荒谷真山線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道長泥沼田線との交点に至り、同所から同市道を南東及び南に進み県道古川一迫線との交点に至り、同所から同県道を南西進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和二十五年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第六百七十一号

昭和五十九年宮城県告示第三百五号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和五年十一月一日から施行する。

令和五年十月三十一日

第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

気仙沼市本吉町中島地内旧国道四十五号と中島海岸防潮堤の交点を起点とし、同所から六十メートル北進し、同所から北東進方向の小泉海水浴場駐車場の南側の中島海岸防潮堤の天端の三差路地点を直線で結び、同所から海岸側の堤防道路を北東進し同堤防道路の末端に至り、同所から海岸線に至り、同所から海岸線を南進し、下宿地内の中島海岸堤防の浦方面に至り、同所から堤防沿いに北西及び西進し水路に至り、同水路を北西進し国道四十五号の交点に至り、同所から百五十メートル北西進し、同地点から起点までを直線で結ぶ線で囲まれた区域

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和二十五年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第六百七十二号

平成十五年宮城県告示第千二十四号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、令和五年十一月一日から施行する。

令和五年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号を次のように改める。

一

1 名称

手榴特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区域

宮城郡松島町手榴地内県道奥松島線と町道三浦線の交点を起点とし、同所から同町道を南東進し、株式会社東日本旅客鉄道会社仙石線との交点に至り、同所から仙石線を北西進及び西進し、県道奥松島線に至る公衆用道路との交点に至り、同所から同県道を東進し、起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和五年十一月一日から令和二十五年十月三十一日まで（二十年間）

第三号及び第四号を次のように改める。

三

1 名称

一迫特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区域

栗原市一迫金田地内県道花山一迫線と市道六角細倉線との交点を起点とし、同所から同市道を北東進し市道法師測線との交点に至り、同所から同市道を南東進し一迫川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南東進し市道一本松川内線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道川内四号線との交点に至り、同所から同市道を南東及び南に進み県道花山一迫線との交点に至り、同所から同県道を北西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和五年十一月一日から令和二十五年十月三十一日まで（二十年間）

四

1 名称

面瀬特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区域

気仙沼市松崎尾崎地内県道気仙沼唐桑線と面瀬川沿いの旧市道面瀬川線跡地との交点を起点とし、同所から同県道を西南進し国道四十五号との交点に至り、同所から同国道を南進し市道台ノ沢長平線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道田中赤貝線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道面瀬川線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道地生線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道鶴巻三号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道面瀬川との交点に至り、同所から同市道を東及び北東に進み基点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和五年十一月一日から令和二十五年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第六百七十三号

平成十五年宮城県告示第千十六号（指定猟法禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和五年十一月一日から施行する。

令和五年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三号を次のように改める。

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和六年十月三十一日まで（二年間）

○宮城県告示第六百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

鹿又地区

二 処分の年月日

令和五年十月二十日

○宮城県告示第六百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業川北2期地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和五年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年十一月一日から令和五年十二月一日まで

三 縦覧場所

栗原市役所及び登米市役所

○宮城県告示第六百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和五年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町野々浜字大道一三六の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第六百七十七号

白石市から仙南広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画公園

2 名称

五・四・三号 防災公園しろいし

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百七十八号

白石市から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画下水道

2 名称

白石市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察特権アクセス管理システム賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和五年十月十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社J E C C 東北支店 仙台市青葉区本町二丁目二番二十号

五 落札金額 三千二百八十一万二千五百六十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年九月一日

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第十三号

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月三十一日

宮城県教育委員会 教育長 佐 藤 靖 彦

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁本庁文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「除き」の下に、「電磁的記録により作成し、又は取得することを基本とし」を加える。

第七条第二項中「の文書」を「に文書」に改める。

第十条第一項中「電子申請システム文書、総合文書システムにより受信した文書及び電子計算機の入出力装置で受信した文書」を「電磁的記録で受信し、又は送達された文書情報」に改め、同条第四項中「総合文書システムにより受信した文書情報及び電子計算機の入出力装置で受信した文書情報」を「電磁的記録で受信し、又は送達された文書情報」に改め、同条第五項中「受信した」を「受信し、又は送達された」に改める。

第十七条第二項の次に次の一項を加える。

3 一の文書を書面及び電磁的記録の双方で取得した場合において、当該電磁的記録を総合文書シス

テムにより回議したときは、同電磁的記録を正本とすることができる。

附 則

この訓令は、令和五年十月三十一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第十四号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「除き」の下に「、電磁的記録により作成し、又は取得することを基本とし」を加える。

第十条第一項中「電子申請システム文書、総合文書システムにより受信した文書及び電子計算機の入出力装置で受信した文書」を「電磁的記録で受信し、又は送達された文書情報」に改め、同条第三項中「総合文書システムにより受信した文書情報及び電子計算機の入出力装置で受信した」を「電磁的記録で受信し、又は送達された」に改め、同条第四項中「規定により受信した」を「規定により受信し、又は送達された」に、「電子計算機の入出力装置で受信した文書情報」を「電磁的記録で受信し、又は送達された文書情報（総合文書システムにより受信した文書情報を除く。）」に改める。

第十二条第二号中「電子計算機の入出力装置で受信した文書情報」を「電磁的記録で受信し、又は送達された文書情報（総合文書システムにより受信した文書情報を除く。）」に改める。
第十六条第二項の次に次の一項を加える。

3 一の文書を書面及び電磁的記録の双方で取得した場合において、当該電磁的記録を総合文書システムにより回議したときは、同電磁的記録を正本とすることができる。

附 則

この訓令は、令和五年十月三十一日から施行する。